

[防災・暮らし・環境](#)[健康・福祉・子育て](#)[観光・しごと・産業](#)[学び・文化・国際](#)[まちづくり・社会基盤](#)[県の紹介・計画・入札](#)

現在地 [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [教育委員会事務局](#) > [文化課](#) > 「熊本県文化財保存活用大綱（素案）」に関するご意見の募集について

「熊本県文化財保存活用大綱（素案）」に関する ご意見の募集について

ページ番号：0077983 更新日：2020年12月28日更新

「熊本県文化財保存活用大綱（素案）」に関するご意見の募集について

このたび、県では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2の規定に基づき「熊本県文化財保存活用大綱（素案）」を作成しましたので、広く県民の皆様からご意見をいただくため、下記によりパブリック・コメントを実施します。

記

1 ご意見募集の対象

「熊本県文化財保存活用大綱（素案）」

緊急・重要なお知らせ

2021年1月11日更新

【1月11日更新】熊本県時短要請協力金について

2021年1月11日更新

【1月11日更新】新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間短縮の要請延長について

2021年1月11日更新

【1月11日更新】新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第20回）本部長（知事）訓示

2021年1月8日更新

1月9日（土曜日）からの3連休について県民の皆様へのお願い

AI

チャットボットに質問する

ご意見の募集について（PDFファイル：518KB）

熊本県文化財保存活用大綱（素案）（PDFファイル：4.28MB）

【参考】熊本県文化財保存活用大綱（素案）の概要（PDFファイル：1.23MB）

2 ご意見募集の期間

令和2年（2020年）12月28日（月曜日）から

令和3年（2021年）1月26日（火曜日）までの30日間【必着】

3 素案の掲載（閲覧）場所

- (1) 熊本県ホームページ
- (2) 熊本県教育庁教育総務局文化課（行政棟新館6階）
- (3) 熊本県庁情報プラザ（行政棟本館1階）
- (4) くまもと県民交流館パレア（テトリア熊本9階）
- (5) 各広域本部・地域振興局総務（振興）課（県内10カ所）
- (6) 熊本県立美術館（本館）
- (7) 熊本県立図書館
- (8) 公立大学法人熊本県立大学

* 閲覧に際しては、事前に各閲覧場所に開館状況等をお問い合わせください。

4 ご意見の提出方法

ご意見については、住所、氏名（団体としてのご意見であれば団体名）及び電話番号等をお書き添えいただき、以下の方法でお送りください。

* 様式は問いません。

* 電話や口頭によるご意見の提出は受け付けいたしませんので、ご了承ください。

(1) 電子メールで提出する場合

所属メールアドレス（bunka@pref.kumamoto.lg.jp）にお送りください。

このページを見ている人は
こんなページも見ています

新型コロナウイルス感染症の県内の
感染者発生状況

見つからないときは

相談窓口をさがす

*メールタイトルを「パブリック・コメント」としてください。

*メール提出に際しては、送付データ容量を4メガバイト未満でお送りください。

(2) ファックスで提出する場合

所属ファックス番号（096-384-7220）にお送りください。

(3) 郵送の場合

〒862-8609（郵便番号を記載されるだけで県庁に届きます。）

熊本県教育庁教育総務局文化課宛てにお送りください。

5 ご意見の取扱い

(1) ご意見への個別の回答はいたしません。

(2) 類似するご意見をとりまとめ、後日、県の考え方を県ホームページ等で公表いたします。

その際、住所、氏名、電話番号等の個人情報を除き、ご意見の内容が公開されます。

(3) 単に賛否を示したご意見や趣旨が不明瞭なもの、素案に関係のないご意見等については、県の考え方をお示しすることはいたしません。

(4) ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

6 その他

(1) ご意見には、日本語を使用してください。

(2) ご意見用紙の大きさや枚数は問いませんが、ご意見が長文になる場合や添付文書が多い場合は、お手数ですが、併せてその要旨を添付していただき、郵送によりお送りください。

このページに関するお問い合わせ先

文化課 文化財活用班

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

（行政棟 新館 6階）

Tel : 096-333-2707 Fax : 096-384-7220

[メールでのお問い合わせはこちら](#)